

豊田市森づくり条例第 3 条（基本理念 2）の改正案について

1 背景

平成 17 年度の市町村合併により、豊田市は広大な森林資源を有することとなり、市主体での森林施策が求められるようになりました。このため、従来の林業振興を中心とした施策から、森林の持つ公益的機能を活かす方向にシフトし、持続可能な森林管理を目指してきました。

現行条例の「木材資源の循環利用が可能な森づくり」という表現は、一般的に「皆伐・再造林推進」と結びつけられるため、市の進める再造林の考え方と整合しない点が課題となっています。また、「林業及び木材産業の健全な発展」という表現では、森林保全と林業振興のバランスが欠けているため、これを改善するために条例改正が必要と考えました。

2 趣旨

本改正案は、市が進めている森林施策と整合性の取れた表現に修正し、以下の視点を強調します。

（1）環境配慮を前提とした森林資源の活用

市が進める森林施策は、森林資源の有効活用を推進することに加えて、森林の持つ公益的機能の保全を重視しています。このため、従来の「木材資源の循環利用」という表現を見直し、**「身近な森林資源の持続的な活用」**および**「これらの有効な活用を促進」**という表現に変更し、誤解を招くことのない方向性を示します。

（2）森林の公益的機能と林業のバランス

現行の「林業及び木材産業の健全な発展」という表現では、森林保全とのバランスが不十分であったため、**「森林保全に配慮した林業及び木材産業が可能な」**という表現に改め、森林保全と産業振興を両立させる姿勢を明確にします。

（3）市民視点での森林資源活用

従来の「林業及び木材産業を振興する」という表現は広すぎるため、**「身近な森林資源の有効活用を促進する」**という表現に変更し、市民の参加と理解を得やすい形にします。

3 現行条例と改正案（新旧対照）

現行文	改正案
第 3 条第 1 項（2） 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。	第 3 条第 1 項（2） 身近な森林資源の持続的な活用が、公益機能の発揮される森づくりに寄与することから、これらの有効な活用を促進するとともに、森林保全に配慮した林業及び木材産業が可能な森づくりを推進すること。